

○広島国際大学学園創立90周年記念奨学金規定

2009年3月24日

学園1153

改正 2023年2月24日

(趣旨)

第1条 学園創立90周年記念奨学基金取扱内規第4条に定める広島国際大学学園創立90周年記念奨学金(以下「奨学金」という)の受給資格、給付方法等については、この規定の定めるところによる。

(資金)

第2条 この奨学金の資金には、学園創立90周年記念奨学基金の運用収入をもって充てるものとする。

(資格)

第3条 奨学金を受けることのできる者は、広島国際大学の2年次以上に在学し、学業・人物ともに優秀と認められる者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を除く。

イ 当該年度編入学した者

ロ 外国人留学生

(奨学金の額および給付方法)

第4条 奨学金の給付金額および給付方法は、毎年度始めに学長が決定する。

(給付人数)

第5条 奨学金の給付人数は、毎年度始めに学長が決定する。

(期間)

第6条 奨学金を給付する期間は、当該年度限りとする。ただし、翌年度継続して奨学金を希望することができる。なお、継続して奨学金を希望する者は、改めて申請しなければならない。

(申請手続)

第7条 奨学金を希望する者は、所定の申請書に、必要書類等を添えて、教育・学生支援機構に提出しなければならない。なお、申請時期は、教育・学生支援機構がその都度定める。

(選考)

第8条 前条の申請者の選考は、学長が学生委員会の議を経てこれを行う。

(給付の停止)

第9条 奨学金を受けている者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、学長が奨学金の給付を停止する。

- イ 休学、退学または除籍となったとき
- ロ 広島国際大学学生海外留学規定に基づき留学したとき
- ハ 学業成績または性行が不良となったとき
- ニ 懲戒処分を受けたとき
- ホ 奨学金を給付することが適当でないと学長が判断したとき

(規定の改廃)

第10条 この規定の改廃は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2024年4月1日から施行し、2024年度学生募集時から適用する。
- 3 2023年度以前の入学者の資格および奨学金の額については、なお従前の例による。